2025年10月9日

予備　令７－１９

株式会社（特例有限会社を除く。）の定款の定めに関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№19］）

ア．株式会社は，取締役会の決議について，議決に加わることができる取締役の３分の２以上が出席し，その過半数をもって行う旨を定款で定めることができる。

イ．株式会社は，株主総会の招集を請求することができる株主を総株主の議決権の３分の１以上の議決権を有する株主とする旨を定款で定めることができる。

ウ．株式会社は，株主名簿管理人を置く場合には，株主名簿管理人を置く旨及びその氏名又は名称を定款で定めなければならない。

エ．種類株式発行会社は，一部の種類の株式についてのみ株券を発行する旨を定款で定めることができる。

オ．株式会社は，配当財産が金銭である剰余金の配当に関する株主総会の決議の定足数を排除する旨を定款で定めることができる。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　○

３６９条１項

加重要件を定款で定めることはできる。取締役会の監督機能を強化して，ガバナンスの強化を認めている。

肢イ　×

２９７条１項，１００分３，定款で定められるのはそれ以下。

３分の１以上の議決権は，無理。株主の権利が弱くなってしまう。監督できるようにすべき。

肢ウ　×

１２３条

定款には，名簿管理人を置く旨，定めがあればよい。

氏名名称は登記事項。変更をすることをイメージすればわかる

肢エ　×

２１４条，全部はできるが，一部はできない。

管理上の問題が考えられる。取引安全上の問題もある。

肢オ　○

309 条 1 項，定足数，排除可能。配当が受けられやすいようにする。

分配可能金の制限があれば，問題ない。

予備　令７－２０

株式会社（特例有限会社を除く。）の株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№20］）

ア．会社法上の公開会社は，株主総会の招集の通知を発すべき時を当該株主総会の日の１０日前までとする旨を定款で定めることができない。

イ．株主総会は，当該株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとされた場合には，株主の全員の同意があるときであっても，招集の手続を経ることなく開催することはできない。

ウ．株主が株主総会の日より相当の期間前に当該株主総会において説明を求める特定の事項を株式会社に対して通知した場合には，当該株主総会において当該事項について説明を求められた取締役は，説明をするために調査をすることが必要であることを理由に説明を拒むことができない。

エ．株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主は，当該株式会社に対し，電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができない。

オ．会社法上の公開会社の株主総会は，会社法に規定する事項及び株式会社の組織，運営，管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　５

肢ア　○

２９９条１項，２週間，公開でない場合は，１週間で，定款で定めれば短くできるが，公開の場合はできない。

所有と経営の分離が進んでいる。

短くすると，株主総会の監督機能が不十分になってしまう。株主保護ために短くはできない。また，定款で定めることができると，取引安全上も問題がある。

肢イ　○

３００条，総会通知は，株主の手続保障のため，全員の同意があれば省略できるのが原則。迅速性を確保する必要がある。

書面によって，議決権を行使できるとされた場合も同様に省略できるのではないか。

不都合，手続の安定性が欠けてしまう。仮に省略できるとすると，適法な手続で行われたか否かの確認が煩雑になると思われる（手続の適法性は，取消原因８３１条１項１号)。

そこで，法的安定性を図るため，書面がある場合，省略できない。３００条ただし書。

肢ウ　○

３１４条，会社法施行規則７１条１号イ

相当期間前に，説明を求められた場合，調査が必要であることを理由に拒めない。

調査する時間があったためと考えられる。

先延ばしを認めるのは不当。

肢エ　×

定款の定めがあっても，書面の交付を請求することができる。

事務手続の便宜から，定款での電子提供も認めるが，インターネット等が利用することが困難な株主もいる。

そこで，書面の請求権を認めている。

３２５条の５　１項，デジタルが全員できるわけではないことを，イメージできるとよいだろう。

肢オ　×

２９５条２項，公開会社は取締役会設置会社になる（３２７条１項１号)。

所有と経営の分離が進む。会社で迅速な意思決定ができるように，総会の権限が取締役会に委譲される。

その結果，法律，定款で定めた事項に限って，決議できる。

予備　令７－２１

株式会社（特例有限会社を除く。）の機関に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№21］）

ア．会社法上の公開会社である大会社であって，その発行する株式について有価証券報告書の提出を義務付けられているものは，会社法上，社外取締役を２人以上置かなければならない。

イ．監査役会設置会社は，取締役会を置かなければならない。

ウ．大会社は，取締役会及び監査役会を置かなければならない。

エ．指名委員会等設置会社の監査委員は，当該指名委員会等設置会社の執行役を兼ねることができない。

オ．監査等委員会設置会社は，取締役の過半数が社外取締役でない場合には，取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができない。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

正解　４

肢ア　×

３２７条の２，ガバナンスの強化のため，有価証券報告書の提出を義務付けられているものは，社外取締役を置かなければならないとしているが，人数による規定はない。

委員会設置会社ほど，ガバナンスの強化までは要求されない。

社外取締役で，人数の規定があるのは，監査等委員会設置会社（３３１条６項），指名委員会等設置会社（４００条）

肢イ　○

３２７条１項２号。

監査役会がある場合は，取締役会が必置。

社外監査役を入れて，監査方針，報告書など作成していく。

そこまで，行う必要があるのは，会社の権限が大きい場合を想定している。

ガバナンスの強化が目的なので，そのように理解すれば，監査役会があれば取締役会も必置だと推定できる。

肢ウ　×

大会社は，計算上の概念，会計規模が大きいので，会計監査人と繋がる。

大会社で公開会社の場合には，監査役会，取締役会が必要。（会計監査人も必要）

公開会社の場合，会計規模が大きいところで，粉飾とされたら，取引安全が害される。

監査役会，社外監査役もいれることで，公正に監査を行う必要がある。

肢エ　○

監査委員は，執行役を兼ねることはできない。

自己監査は難しいと考えられる。

４００条４項

肢オ　×

原則は，重要な財産の処分引受けは，委任できない（３９９条の１３第４項）

しかし，迅速な意思決定を図れるようにする必要がある。

監督機能を強化したのは，重要な取引事項について，迅速な意思決定ができるようにするため。そこで，定款の定めがあれば，委任できる

３９９条の１３　第６項

予備　令７－２２

株式会社の取締役の選任等に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№22］）

ア．会社法上の公開会社でない株式会社は，取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。

イ．取締役を選任する株主総会の決議をする場合には，取締役が欠けた場合に備えて補欠の取締役を選任することができる。

ウ．監査等委員会設置会社においては，株主総会の決議による取締役の選任は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

エ．指名委員会等設置会社の監査委員は，取締役の中から，取締役会の決議によって選定する。

オ．累積投票によらないで取締役を選任する旨の定款の定めがある監査役設置会社においては，取締役の解任は，株主総会の特別決議によらなければならない。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

３３１条２項ただし書。

原則は，取引安全，契約の自由を図る方向性。取締役の資格を制限してしまうと，契約の自由が害される。所有と経営は別。

非公開会社の場合，責任ある，経営が記載される場合もある。定款自治で，定めることはできる。

肢イ　○

３２９条３項

補欠取締役を選任することができる。

役員に欠員がでた場合，役員の権限が残ってしまう（３４６条１項)。

そのリスクを押さえるべく，補欠を選任できるようにすべき。

肢ウ　○

３２９条２項

監査等委員会の取締役とそれ以外の取締役を分けて選任する必要がある。

任期，職務内容も異なる。区別できるようにするべき。

肢エ　○

４００条２項

指名委員会等設置会社の監査委員は，取締役の中から，取締役会の決議によって選定する。

委員会設置会社の委員は取締役，もっというと，過半数は社外取締役。

ガバナンスの強化をして，監督をしっかり行う，組織形態になっている。

肢オ　×

累積投票によらないで取締役を選任する旨の定款の定めがある監査役設置会社においては，取締役の解任は，株主総会の特別決議によらなければならない。

普通決議で足りる。

選任と解任は表裏，過半数。

累積で選ばれた取締役，監査役は，特別決議，
監査役の場合，監査が適正に行えるよう，地位を保護する必要ある（３０９条２項７号)。
累積も，少数者の意思を反映できるように，地位を保護すべき（３０９条２項７号）